

笠間市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

笠間市教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に関係機関と連携して通学路の緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を講じています。

今後も、継続して通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、「笠間市通学路交通安全プログラム」を策定し、児童生徒が安全安心に通学できるように、関係機関が協力し通学路の安全確保を図っていくことを目的として、本プログラムを策定します。

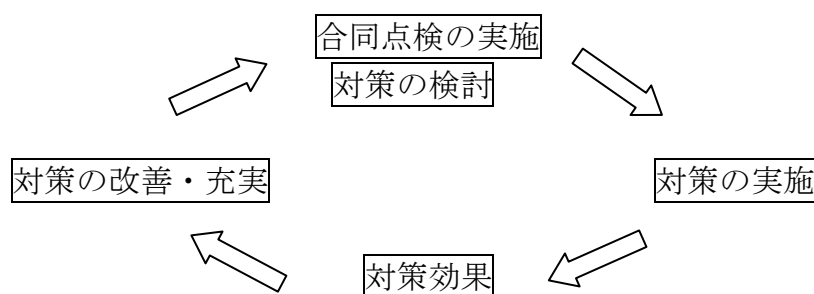
主 旨

- ① 継続的に通学路の安全点検を実施します。
- ② 関係機関が連携し、一体となって対策を進めます。
- ③ 対策実施後も検証を行い、安全対策の充実を図ります。

2. 取組方針

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



■ 定期的な合同点検等 (Plan)

継続的な取組として、関係機関が連携し、対策必要箇所を抽出・検討するなど、必要に応じて、合同点検や交通診断等の現地調査を実施することとします。

■ 安全対策の実施 (Do)

安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進捗するように、警察をはじめ、教育委員会や道路管理者等の関係機関が連携を図るものとします。

■ 対策効果の把握 (Check)

対策実施後の箇所については、その効果を把握するため、手法を検討し、対策効果の把握に努めるものとします。

なお、平成24年度に実施した緊急合同点検にて策定した対策計画について、対策の進捗管理や対策効果の検証等を実施するものとします。

■ 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、効果把握等の結果を踏まえ、対策内容の改善及び充実を図るものとします。

3. 点検の実施

通学路の安全確保を図るために関係機関が連携し合同点検を行います。

効率的、効果的に合同点検を行うため、毎年通学路実態調査を行い、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

■ 合同点検の体制

学校、道路管理者、警察など必要と思われる者が参加する合同点検を行います。看板や横断歩道設置など対策が限定される場合は、教育委員会と関係部署による点検を行います。

■ 関係機関

関係機関との連携強化を図り対策を進めます。

- ・ 学校
- ・ P T A
- ・ 笠間警察署交通課
- ・ 茨城県水戸土木事務所道路管理課
- ・ 市役所建設課
- ・ 市役所管理課
- ・ 市役所市民活動課
- ・ 市教育委員会学務課
- ・ その他関係機関

4. 対策の検討

・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

5. 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、迅速に進むよう、関係者間で連携を図ります。

6. 対策効果の把握と対策の改善・充実

- ・対策実施後、効果を学校関係者からの聞き取り等により把握し、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図ります。

7. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」を作成します。